

特集2 3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって 特集によせて

小林 義寛*

本特集は、2014年3月7日に行われた日本大学法学部新聞学研究所のシンポジウム、「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって」を基に組まれている。当初、シンポジウム開催から本号の掲載までの時間を考えて、5人の執筆者それぞれにはシンポジウムを踏まえた原稿を新たに執筆していただく予定であったが、本研究所における諸般の事情から記録の書き起こしが遅れた結果、執筆者がシンポジウムの結果を検討するための十分な時間を用意できなかった。こうした事情から、全体を統一できずに、執筆者それぞれに個別の論考をお願いせざるをえない状態となってしまった。それゆえ、本特集内のそれぞれの論考は、シンポジウム記録の手直しもあれば、新たな書き起こしもある、という不統一な編集になった。偏に、『ジャーナリズム&メディア』8号の編集担当者の責任である。各執筆者には多大なる迷惑をおかけしたことを、また本号の読者には散漫な特集になってしまったことを、ここに経緯を記してお詫びします。

とはいえ、2014年3月は、未曾有の災害から3年という歳月の時でもありながら、被災地およびその他の状況は「復興」の言葉もむなしい状態であること、被災からのジャーナリズムおよびメディア状況を未だ十分に検証しているとはいえない状況にある。この点を当研究所でいえば、録画し続けているテレビ映像資料をジャーナリズムおよびメディア状況の再考と検証に活用できないこと——おそらくこのことは当研究所のみならず多くの部面でもいえるだろう——などの状況を考慮すると、たとえ不統一な形式ではあっても本号に掲載する意義はあるという判断をし、本特集の掲載に至った。

2012年、2013年と、『ジャーナリズム&メディア』6号、7号の誌上には、本研究所が3.11震災をめぐるテレビ映像資料を収集するに至った経緯が記されているので、本稿ではそれは割愛し、以下に、本シンポジウムの主題について記す。

本研究所の現状でいえば、録画・保存のシステムを構成する機械などの物理的な問題、録画・保存し続ける資金を含めた経済的な問題、テレビ映像資料を保存・整理することを含めたマンパワーとしての人的資源の問題、その他多くの問題を抱えている。その中で、我々の怠慢の誇りは免れないが、保存された録画資料を利用する体制が万全に整っていない。若干の試みを行っているとはいえ、いくつもの課題が山積みになっている。その中で、本研究所が法学部に所属していることから、最大の課題といえるのが映像資料をめぐる法的な問題である。

増え続けるテレビ映像資料をどのように利用するのが最重要課題である。しかし、そこには著作権や肖像権などに代表される法的な壁がある。この点をクリアしない限り、その利用は困難ではないか、というのが本研究所スタッフの認識である。とりわけ著作権に関しては、欧米諸国では認められているフェア・ユースの法理が日本では確実に認められているとは言い難い。本研究所が法

*こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

学部に所属している以上、この点を無視して活動を展開するには大きな困難が伴う。それゆえ、まず法的問題を明らかにし、そこになんらかの活路を見出すべきである。こうした企図から、本シンポジウムは企画された。そのため、各論考の執筆者である登壇者には、これまで現実的に資料を利用している研究者と、その法的、制度的問題を考究している法律研究者とにお願いしよう、ということになった。